
全労済協会
「つながり暮らし研究会」
概要

第9回（2018年12月17日 開催）

1. 招聘講師発表 「地域包括ケア・地域共生社会の実現に向けた取組」

(厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 野崎 伸一 氏)

(1) 「地域包括ケアシステム」の構築と、「地域共生社会」の実現に向けた 地域づくりを強化する取り組みの推進

現在、政府は病気や要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。しかし、公的支援には、複合的な課題に対応することが難しいこと、制度の狭間があること、支える側・支えられる側の関係が固定されているので誰もが役割を持つ発想になりにくいなど、様々な課題があります。また、少子高齢化や人口減少により、地域社会の持続性への懸念も生じています。そこで、厚生労働省では、地域包括ケアシステムを深化させ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割と生きがいをもって、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい・地域をともに創る社会として「地域共生社会」の推進に取り組み始めています。平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法を改正し、市町村が地域の包括的支援体制を構築していく努力義務を新たに設けるとともに、モデル事業を推進し平成30年度には150を超える自治体に取り組んでいただいています。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取り組みとして、住民に身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援しています。また、広く市町村域では複雑化した課題に的確に対応するために相談支援包括化推進員を設置して、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談体制を構築します。

そのほかにも、生活困窮者自立支援制度の理念による地域ネットワークの構築をはじめ、様々な資源を設け、地域力強化に取り組んでいますが、その一方で、地域づくりの取り組みを推進するための効果的な方法は必ずしも明らかでなく、今後、有効な政策を具体化していくことが課題となっています。

(2) 地域の実践から

東京都大田区の地域包括ケアシステム「おおた高齢者見守りネットワーク(みま～も)」をご紹介します。民間が主体となり、医療・保健・福祉の事業所、民間企業が協賛金を出し合って活動しています。住民の日常の変化は住民の中でないと気づけないという考えのもと、商店街の空き店舗を改修した「見守りステーション」を設置して、日常的に住民と専門職がつながれる場所をつくりました。また、企業からの協賛金と協力を得ながら年間約400の講座を実施しています。中には、住民が講師となる講座もあります。課題を解決することも大事ですが、みま～ものように、できること・やりたいことに着目して、役割・参加・働くことを中心に、暮らしやすい街づくりにつなげていくことが重要です。厚生労働省としても、このような先進事例を参考に、地域において地域づくりの取り組みが進みやすくなるような環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足。**
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。参加する**住民(みま～もサポーター)も会費を拠出。**
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- 近接する和菓子店や飲食店で**新しい商品開発や売上増につながる、空き店舗がなくなるなど、商店街の活性化にも貢献。**



2. 招聘講師発表「つながり」づくりのまちづくり

(国土交通省 都市局まちづくり推進課 課長 佐藤 守孝 氏)

(1) コンパクト・プラス・ネットワークと都市のスポンジ化対策

我が国では、人口の増加とともに市街地も拡大を続けてきましたが、既に人口はピークを過ぎています。今後人口減少が進めば、都市機能が成り立たなくなり、まちそのものが持続できなくなるおそれがあります。そこで国土交通省では、生活サービス機能や居住を集積・誘導するコンパクトなまちづくりと、公共交通ネットワークの再構築を併せて取り組む「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進しています。

一定の人口集積が維持された地域では、医療・介護・商業等の生活サービスの需要が生まれるとともに、訪問介護や宅配など移動を伴うサービスの担い手確保や生産性の向上が図られやすくなります。また、徒歩や公共交通を利用して日常生活を営みやすい環境になれば、高齢者の外出機会や社会参加も自然と増え、地域経済や地域課題の解決に寄与したり、将来に向けて健康増進や医療費等の抑制につながることも期待されます。

一方、足下では、まちなかに小さな空き地や空き家が散在・増加して治安や景観の悪化等を招く「都市のスポンジ化」が急速に進行し、コンパクトなまちづくりの支障となっています。7月に施行された改正都市再生特別措置法では、市町村が空き地の所有者と利用希望者をコーディネートして、複数の土地に利用権を一括設定する計画制度や、地域コミュニティが身の回りの空間や施設(コモンズ)を共同で管理運営しやすくする協定制度など、官と民、民と民のつながり強化を誘引して、人々が集い、交流できる空間づくりを進める仕組みが創設されました。

市町村には、地域の特性を踏まえながら、まちづくりのビジョンにコンパクト・プラス・ネットワークと都市のスポンジ化対策を位置づけ、超高齢社会・人口減少時代のまちの活力の維持・向上に、地道かつ着実に、取り組んでいくことが求められています。

○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段。



(2) 民間の担い手によるまちづくり活動の推進

その際、特に重要なのは、都市の活力を高める経済活動や、住民生活に不可欠なサービスの担い手である「民」の力の活用です。

最近、空きビルにまちの新たなコンテンツを組み込んでコミュニティビジネスを起こすリノベーションまちづくり、道路、河川、公園、自治体保有施設など公共空間の活用による賑わい創出、地域の価値を高めていくエリアマネジメントなど、民間の担い手による主体的なまちづくり活動が全国で広がってきています。

また、まちづくりのノウハウを持つ民間団体(株式会社、社団・財団、NPO等)が「都市再生推進法人」として市町村の指定を受け、行政と地域の民間団体との橋渡し役となって、占用特例や協定制度などを活用し、まちの魅力を高める取組も増えてきています。

(3)これからの「つながり」づくりに向けて～現場を動かす仕掛けと仕組み～

今後、こうした民間まちづくり活動の範囲や主体が一層広がり、民と民、民と官が連携して地域課題の解決に繋げる取組が続いていくことが、まちの持続を図っていく上で極めて重要です。

そのためには、取組に共感する事業パートナー、資金の提供者、受益者などの多様な主体が、取組を通じて自ずとかかわり合い、つながっていくことが有効です。

そのひとつの仕掛けとして、クラウドファンディングによる志ある資金での応援や、まちづくりファンドを通じた地域金融機関による出融資などが、相当程度、定着してきました。さらに新たに、団体間の連携によるまちづくり財源の集約・再分配の枠組みの活用や、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)のまちづくり分野への導入に向けた検討に着手していきます。

国土交通省では、今後とも、多様な主体の「つながり」づくりが投資と消費の好循環にもつながる、持続可能なまちづくりの環境整備に取り組んでまいります。

<文責：全労済協会調査研究部>